

薬学部の求める教員像及び教員組織の編制方針

(1) 求める教員像

- 本学の求める教員像を踏まえ、薬学部における教育・研究・社会貢献・管理運営の各種活動に意欲的に取り組める者【全般】
- 薬学部の人材育成に関する目的、卒業認定・学位授与の方針等に掲げる能力を教授するにふさわしい優れた人格、見識及び教育研究指導上の能力を有する者であり、幅広い領域から成り立っている薬学専門領域における高い能力並びに薬学教育への正しい理解と信念及び強い意思と熱意を有しており、質の高い薬学教育を行い優れた研究成果を生むためにはファカルティ・ディベロップメントが重要であることを十分に理解し、これを実践するために、全学的な活動に加えて薬学部独自の活動にも積極的に参加することにより、継続的にその資質・能力の向上に努める者【教育】
- 本学の研究重視の精神に則り、薬学部においても研究科レベルの高度な研究活動の指導を可能とするため、また、薬学部から薬学研究科への進学時に一貫した指導体制・研究内容を維持し、より専門的な研究へと導くために、薬学専門領域に関する優れた教育研究業績に裏付けられた研究能力を有するとともに、総合的な生命科学としての薬学研究について、高い倫理観・道徳観に基づく公平・公正な教育研究指導を行い、独創的で創造性に富んだ研究によって従来 of 学術水準に新しい知見を加え、社会の発展に貢献することができる者【研究・社会貢献】
- 国際的な視野をもって薬学部をめぐる社会的動向への関心を有し、日本語だけでなく英語をはじめとする外国語を教育研究のためのコミュニケーション・ツールとして活用することにより、薬学部のグローバル化に貢献できる者【国際】
- 学校法人東京理科大学行動憲章を十分に理解し、互いの多様性を認め合いながら、他の教職員との協働により薬学部・所属学科における教育研究活動及び管理運営について自らの役割を果たすとともに、大学全体の管理運営にも寄与できる者【管理運営】
- 実務家教員については、「大学設置基準別表第一イ備考 9 号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成 16 年 12 月 15 日 文部科学省告示第 175 号）を満たし、かつ以下に挙げる能力を求める。
 1. 諸々の経験や実績が薬学部の専任教員としてふさわしく、薬学専門領域において高い専門的能力を有する者
 2. 教育者として欠くことのできない、薬学教育への正しい理解と信念、強い意思と熱意という基本的な資質を有する者【その他】

(2) 教員組織の編制方針

- 薬学部・各学科の目的、方針（ポリシー）を実現するために必要な教員を適切に配置する。
- 薬学部・各学科における質の高い教育研究活動を継続的に実施するため、薬学専門領域の各分野に関する研究室を網羅的に設置することとし、分野ごとに職位、年齢及び性別を考慮するほか、教員の国際化や産学連携も視野に入れて教員組織を編成する。その際には、薬学教育モデルコア・カリキュラムに則した教育を実践するために必要十分な教員組織となるよう留意する。また、臨床に係る実践的な能力を培う教育に対応するために、薬剤師実務経験を有する者など多様な人材を配置する。
- 教育研究活動、社会貢献、大学と本学部の管理運営の各種活動について教職員間で連携・協働するために適切に役割を分担し、各教員がその責任を果たすことのできる組織とする。
- 教員の募集・採用・昇任等にあたっては、薬学部・各学科の運営に資する人事であるかに留意し、本学の関係諸規程等に基づくとともに、透明性・適切性を担保しつつ、公正・公平に行う。